

呉羽高校生としての心得

富山県立呉羽高等学校

1 学校生活について

授業を大切にし、基礎学力の定着に努める。
しっかりとした挨拶をする。
きちんとした服装で、自律的な学校生活を送る。

- (1) 欠席・遅刻する場合は、当日の朝、必ず保護者から学校へ電話連絡をしてください。
- ・遅刻した場合、職員室で「入室許可証」の発行を受け、教室へ行く。
 - ・早退する場合は、職員室で「早退許可証」の発行を受け、帰宅する。
 - ・登校後、授業終了までの外出は禁止ですが、やむを得ない事情がある場合は職員室で「外出許可証」の発行を受け、外出する。

- (2) 生徒が学校にいる間、家庭からの緊急連絡は学校の代表電話（076-436-1056）を利用してください。生徒を呼び出し、連絡します（8時前、17時以降、土日祝日はつながらない）。

- (3) 通学にはできるだけ公共交通機関を利用してください。

自家用車での送迎は本人の自立のためにも自粛してください。やむを得ない場合はテニスコート横に乗り入れ、乗降してください。正門付近や正門に乗り入れての乗降は、事故防止の観点から行わないでください。

- (4) 学校には高額な現金や高価な品物は持ってこないようにして下さい。やむを得ず持参する場合、貴重品は各自で責任を持って管理してください。体育の授業、選択教室や特別教室での授業、部活動の時は貴重品袋を活用してください。放課後、教室や更衣室に放置してはいけません。

2 生活一般について

生活・学習プランを立て、規則正しい生活を送る。
社会のルール、マナーを守り、他人に迷惑をかける行動をしない。

- (1) 法に触れる行為は絶対にしない。暴力行為・万引き・自転車窃盗・飲酒・喫煙やスマートフォンやパソコンの利用による違法・逸脱行為（有害サイトへのアクセス、インターネット上への違法な書き込み等）は絶対にしない。

- (2) アルバイトは、原則として禁止です。

<携帯・ネットモラルに関して>

- ・スマートフォンやパソコンを利用する場合は、「掲示板」「チャット」「出会い系サイト」「チェーンメール」「フィッシング詐欺」等の危険性に十分注意し、犯罪の被害者・加害者にならないように責任を持って行動する。
- ・「SNS」や「掲示板」への誹謗中傷の書き込み、「ブログ」への画像や個人情報の掲載、「スマートフォン」などによる許可のない撮影、画像の流布等は、いずれも違法行為であるだけでなく、被害者となった人の人格を著しく傷つけます。これらの行為を厳に慎むとともに、「ブログ」等の開設は自粛してください。
- ・ネットの向こう側には誰がいるかわかりません。情報も攻撃的、暴力的になりやすく、いったん配信された情報を削除することは不可能です。ネットでの情報コントロールは誰にもできないことをしっかり自覚し、正しい使い方を守ってください。

3 交通安全について

登校時は早めに家を出て、交通規則を遵守する。

- (1) 交通規則を守り、危険予測の能力をはたらかせ、事故防止に努める。
自転車の一時不停止、信号無視、無灯火、並列進行、傘さし運転、ヘッドホンで音楽を聴きながらの運転、また、スマートフォンを使いながらの運転は、道路交通法に違反するだけでなく、大きな事故の引き金となります。
- (2) バイク・自動車などの無免許運転や運転免許の取得は絶対にしてはならない。

4 服装・所持品について

清潔・端正を旨とし、流行を追うことなく、また華美にならないように心がける。

- (1) 制服は正しく着用しましょう。（「入学のしおり」参照。生徒手帳p17にも記載）
制服の変形は一切認めません。行った場合は、新たに購入してもらいます。
- (2) **スマートフォンの校地内での使用は禁止**しています。校地内では電源を切り、各自の責任で管理してください。（詳細は別紙）
- (3) 緊急連絡などのため電話を使用したい場合
 - ①緊急連絡が必要な生徒は、担任に事務室の電話利用を申し出る。（校内に公衆電話はありません。）または携帯電話を持参している場合、一時的に使用を許可する場合があります。
 - ②事務室にて電話使用簿に記入し、通話料金を支払う。

5 諸届出について

諸届の用紙は、担任から受け取る。

- (1) 校外行事等への参加のために欠席する場合は、事前に「**欠席届**」を提出する。病気や怪我による1週間以上の欠席の場合、必要によっては医師の診断書を提出してもらうことがあります。
- (2) 宿泊を伴う旅行をする場合は、事前に担任を通じて申し出て、その計画を（国内旅行は10日前、海外旅行は30日前まで）所定の「**旅行願・学割交付願**」、**「海外研修旅行願」**に記入・提出し、許可を受けてください。
授業日や特別編成授業（終業式後の7月下旬、始業式前の8月下旬）のある日は避けてください。
 - ・必要度の高い研修等の場合は、期間外であっても許可することがあります。
 - ・海外渡航（旅行、ホームステイ、留学等）で、保護者となりうる成人の同行が得られない場合、旅行は許可できないことがあります。
- (3) 校外の諸団体が主催する行事に参加する場合は、事前に「**校外行事参加願**」に要項を付けて提出し、許可を受けてください。
- (4) 盗難・紛失や交通事故などの被害にあった場合は、速やかに担任に連絡して、「**盗難・紛失・被害届**」、「**交通事故届**」を提出してください。

6 その他

- (1) 事故や被害にあつたり、問題が生じた場合は、速やかに学校・担任に連絡・相談してください。
- (2) 成人年齢に達していても、在学中は未成年に準ずることとします。